

令和5年第5回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年5月8日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年5月17日
4. 出席農業委員 17名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 宍戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 ~~浦山 公一~~
 - 11番 ~~大槻 孝徳~~
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 大橋 吉成
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 2名
6. 出席農地利用最適化推進委員 19名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 佐藤 善一
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 ~~舟山 健一~~
 - 33番 ~~引地 秀樹~~
 - 34番 ~~八城 智広~~
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 ~~小賀坂 伸夫~~
 - 37番 ~~秋葉 武~~
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 5名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主査 鈴木志津香
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第4号 現況確認証明願いについて
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）について
 - 議案第7号 伊達市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について
 - 議案第8号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
議 長 只今から、令和5年第5回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後2時30分宣告)

只今の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 19 名で定足数に達しております。よって令和 5 年第 5 回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第 29 条の規定により議長が指名することになっておりますので、12 番、吉田浩重委員、13 番、大橋吉成委員、以上 2 名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日 1 日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 1 号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

1 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●さんは、トラクター、軽トラック、草刈り機、噴霧機などの農業機械を所有し、家族で年間 280 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 45 a です。通作距離は、自宅から徒歩で 7 分です。

2 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●さんは、軽トラック、草刈り機、耕運機、噴霧器の農業機械を所有し、家族で年間 240 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 60 a です。通作距離は、自宅から車で 1 分程度の範囲です。

3 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●さんは、トラクター、耕運機、田植え機などの農業機械を所有し、夫婦で年間 300 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 86 a です。通作距離は、自宅から 100 m 程度です。

4 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●さんは、草刈り機、手動噴霧器の農業機械を所有し、夫婦で年間 180 日農業に従事しており、許可後の耕作面積は 8 a です。通作距離は、自宅の隣にあります。家庭菜園として利用するとのこと。

5 番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●さんは、管理機の農業機械を所有し、本人が年間 180 日農業に従事して

おり、許可後の耕作面積は6 a です。通作距離は、自宅から徒歩で14分であります。所有する宅地に隣接しており、家庭菜園として利用することです。

6番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●さんは、農業機械は所有していませんが、鍬等の農機具を所有しております。本人が年間200日農業に従事しており、許可後の耕作面積は1 a です。通作距離は、自宅に隣接しており、家庭菜園として利用することです。

以上、6件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、7番、鈴木政浩調査員、お願いいたします。

7番委員 議案第1号の1番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。7月15日に譲渡人と電話でお話をしました。譲渡人と譲受人は近所に住んでおり、譲受人の●●さんも高齢になってきたため、農地を整理していこうかなと考えていたそうです。譲受人は農業が大好きな方であり、家の前にある申請地にブドウを作りたいとのことで、何ら問題ないと思われます。皆様のご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、5番、渡邊政幸調査員、お願いいたします。

5番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。去る5月14日午後から、譲渡人と譲受人と私の3人で現地を見てお話を伺うということになっておりましたが、●●●さんが急用でこられないため、●●さんとともに現地を見てまいりました。今回の申請地3筆の中で一番大きな畑には、柿の木が既に植わっており、今年から手入れをして収穫していくつもりだとのこと。残り2筆は草が生い茂っているものの、今後整地をし、モモを植栽していきたいとのこと。特に問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の3番の案件について、16番、佐藤清光調査員、お願いいたします。

16番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。去る5月14日の午後、譲渡人の●●●●さん宅に行きまして、お話を聞いてまいりました。申請地については、譲受人の●●さん宅の前にあり、●●さんから、

畑を作ってもらえないか、と話を持ち掛けたそうです。譲受人の●●さんにつきましても、自宅へ行き、お話をしたところ、申請地が自宅の前なので譲り受けてもいい、と合意をしたとのこと。何ら問題ない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番と5番の案件について、15番、長沢壽幸調査員、お願いいたします。

15番委員 議案第1号の4番と5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

まず4番の案件について、去る5月11日に現地を確認し、翌日、譲渡人と譲受人双方に電話を差し上げました。申請地は●●さんの自宅に隣接している土地でありまして、●●●さんから借りて野菜を作っているそうであります。●●●さんと●●さんは親戚同士であり、●●●さんが高齢のため、自宅から通えないとのことから、●●さんに畑を譲り管理していただくことになったそうです。これからも●●さんは自家用の野菜を作って、畑を管理していくとのことでした。特に問題のない案件と見てまいりました。

続きまして、5番の案件についてご説明いたします。5月12日に、現地を確認し、翌日、譲受人の●●さんのお宅に伺いました。申請地は●●さんの所有する宅地に隣接した畑でございます。譲渡人の●●さんは畑の保全管理のために●●から通作しておりましたが、高齢で通えなくなるとのこと、●●さんにお譲りすることとなりました。ちなみに二人は同じ町内に生まれ、幼馴染の関係だそうであります。●●さんはこれからも自家用野菜を作って、畑を管理していくそうであります。特に問題のない案件と判断してまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の6番の案件について、40番、阿部良夫調査員、お願いいたします。

40番委員 議案第1号の6番の案件について報告いたします。5月11日に、譲渡人、譲受人双方の自宅を訪問しお話を伺ってまいりました。申請地は譲受人の●●さんの宅地に隣接し県道に面した野菜畑でございます。●●さんは7年ほど前に空き家を購入しまして、福島市から転入された非農家の方でございますが、自宅周りで家庭菜園を楽しみたいと考えていたそうであります。この4月より法改正によって少ない面積でも取得できることになり、●●さんに譲ってほしいと話を持ち掛けたそうであります。●●さんは、●●さんとは隣同士でもあり、高齢にもなってきたとのこと、承諾したとのこと。特に問題なく許可相当とみてまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の

案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、露天資材置場、駐車場敷地への転用であります。所有権の移転、売買であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。なお、この申請地は令和5年1月の総会において、農振農用地から除外するため意見を求められたところであります。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

2番については、農家住宅敷地への転用であります。使用貸借権の設定30年間であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。なお、この申請地は、令和5年1月の総会において、農振農用地から除外するため意見を求められたところであります。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

3番については、倉庫、露天作業敷地への転用であります。所有権の移転、売買であります。農地区分は、都市計画の非線引都計用途区域内の農地でありますので、第3種農地となります。第3種農地は、原則許可であるため、転用許可可能と判断しました。

4番については、一般住宅敷地への転用であります。農地区分は、農地の連たんが10ha未満であるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に変わるべき土地がない場合転用可能であります。本案件は、他に検討した土地がありその上で本申請地が適地であるとの申し出であることから、転用許可可能と判断しました。

5番については、排水設備敷地のための一時転用であります。使用貸借権の

設定10ヶ月であります。農地区分は、農地の連たんが10ha未満であるため、第2種農地となります。第2種農地であっても、一時転用は可能であるため 転用許可可能と判断しました。

6番については、移動通信中継設備設置工事に伴う資材置場等の敷地への一時転用であります。賃借権の設定4ヶ月であります。農地区分は農用地区域のため農用地となります。農用地であっても、一時転用は可能であるため 転用許可可能と判断しました。なお、携帯電話無線基地局につきましては、農地法施行規則第53条第14号により農地転用許可不要となりますが、これに関する事業計画書を令和5年3月8日受付けし、県へ進達しております。携帯電話事業社は●●●●●●●●となります。

以上、6件とも転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、21番、佐々木春男調査員お願いいたします。

21番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日5月16日午前9時、ふれあいセンター集合で、鈴木委員、八城推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。申請地は、●●●●●●●●●●●●の東に位置する畑です。ここは譲渡人である●●さんの弟さんが家庭菜園をやっていましたが、体を壊して以降、耕作する人がなかったため、売却したいと考え、譲受人の●●さんに声を掛けたところ、資材置場が欲しかったので是非譲ってほしいという話になりました。周辺農地への悪影響もなく、問題のない案件とみてまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。議案第2号の2番の案件について、18番、土屋洋一郎調査員お願いいたします。

18番委員 議案第2号の2番の案件について現地調査の結果報告をいたします。5月16日午前10時、梁川総合支所集合で、宍戸委員、大槻委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。申請は、父親所有の農地に長男夫婦が農家住宅を建築する転用申請です。現地は約30アールの畑の一角です。設定人である長男の●●さんは、親とは別に個人事業主として農業を営んでおります。申請地に住宅を建築すれば、経営する農地への通作も容易で大変便利だとのこと。加えて近くの畑の耕作依頼もあるそうで、その意味でも適地であるとのこと。盛土も最小限であり、排水についても隣接農家や土地改良区の了解を得ている点から、許可もやむを得ないものと見てまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。議案第2号の3番と4番と5番の案件について、

33番、引地秀樹調査員の調査報告を、9番阿部忠幸調査員より代読をお願いいたします。

9番委員 議案第2号の3番と4番と5番の案件について、現地調査の代理報告をいたします。まず3番案件について報告いたします。昨日5月16日午後1時半に霊山総合支所集合で、引地推進委員、大橋委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。●●さんから●●さんへの売買で、倉庫と露天作業敷地として転用予定とのこと。排水も良く、周囲への悪影響もなく、許可もやむを得ないものと見てまいりました。

次に4番と5番の案件については関連がありますので一括して報告いたします。設定人と被設定人は親子であり、被設定人である●●さんの住宅敷地のための転用です。排水にも問題なく、周囲への悪影響がないため許可相当と見てまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第4号の6番の案件について、26番、高橋敏明調査員をお願いいたします。

26番委員 議案第2号の6番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日5月16日午後3時、月舘総合支所集合で、寺島委員、佐藤推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。携帯基地局建設のためには他に代えられない土地であること、周辺への影響もないことから、問題ないものとみてまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

12番委員 はい。

議長 12番委員の発言を許します。

12番委員 2番の案件について質問します。農振除外の時に質問すれば良かったのですが、農家住宅への転用ということなんですけれども、農家住宅建築の際には従前の建物をどうするかという問題があると思います。お父さん所有の農地の中で、以前の農家住宅にはお父さんが住まれて、新たな農家住宅には息子さんが住まれる。農家住宅が2軒となるわけですが、そこを補足説明をお願いいたします。

農地係長 農家住宅は2軒持つことはできませんので、最終的にはお父さんの農家住宅は壊して、農地に戻すということになります。使用貸借についても、営農を続けるということで問題がないのかなと思います。

12番委員 分家住宅の方が相応しいのかなと思いましたが、息子さんが円滑に農業を続けるということであれば問題ないのかなと思います。説明ありがとうございます。

議長 そのほか質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 長 賛成全員。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第3号朗読説明）
説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

1 番につきましては、令和4年9月26日付けにて一時転用許可を受けた事案であります。公共事業に伴う残土置場敷地のため一時転用した案件であります。公共事業の工期延長に伴い、一時転用期間を延長する必要が生じたため、事業計画の変更となりました。許可期限について、当初令和5年5月25日までのところを、事業計画変更により令和5年11月25日までとなります。

2 番につきましては、令和4年9月26日付けにて一時転用許可を受けた事案であります。公共事業に伴う現場事務所、駐車場及び資材置場等敷地のため一時転用した案件であります。公共事業の工期延長に伴い、一時転用期間を延長する必要が生じたため、事業計画の変更となりました。許可期限について、当初は、令和5年5月25日までのところを、事業計画変更により令和5年11月25日までとなります。以上、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議長 長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」質疑を許します。

議長 長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の 1 件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第４号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長（議案第4号朗読説明）

補足説明を農地係長からいただきます。

農地係長 議案第4号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。

1番、●●●●●●●●●●●●●●●●については、平成15年頃より耕作不便のため山林化し現在に至っております。

2番、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●については、昭和47年頃より耕作不便のため雑種地し現在に至っております。以上、証明を付すのもやむを得ないものと判断し受理いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第４号の１番の案件について、１１番、大槻孝徳調査員の調査報告を事務局より代読をお願いいたします。

農地係長　大槻委員の調査結果をお預かりしましたので、朗読いたします。議案第４号の１番の案件について現地調査の結果報告をいたします。５月１６日午前１０時、梁川総合支所集合で、穴戸委員、土屋委員、私と、事務局３名の計６名で現地を確認して参りました。申請地は、耕作不便のため不耕作となり、原野化したもので、原状復帰は困難と思われ、証明を付すのもやむを得ないと判断しましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございます。

議案第４号の２番の案件について、１３番、大橋吉成調査員、お願いいたします。

1 3 番委員 議案第4号の2番の案件について報告いたします。昨日5月16日午後1時半に霊山総合支所集合で、引地推進委員、阿部委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。申請地は●●●●●と●●●●●の間くらいから北の方に上った場所になります。竹藪となって50年以上経過しており、証明を付すのもいた仕方がないのかなと見てまいりました。委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

議長 議案第4号「農現況確認証明願いについて」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第4号、「現況確認証明願いについて」の2件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第4号「現況確認証明願いについて」の2件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第5号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第5号の使用貸借権設定15番の案件については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第5号の使用貸借権設定15番の案件を最後に審議することにし、それ以外の議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の賃借権設定に係る47件、使用貸借権設定に係る21件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、当事者分1件を除く賃借権設定に係る47件、使用貸借権設定に係る21件について、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議 長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の1件を除く、それ以外の賃借権設定に係る47件、使用貸借権設定に係る21件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の１件を除く、それ以外の賃借権設定に係る４７件、使用貸借権設定に係る２１件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第５号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る１５番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●番、●●●●委員が当事者になっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●番、●●●●委員の退席を求めます。

議長 （議席番号●番、●●●●委員 退席）

議長 これより、審議に入ります。議案第５号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る１５番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の使用貸借権設定に係る１５番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の使用貸借権設定に係る１５番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号●番、●●●●委員の退席を解きます。

議長 （議席番号●番、●●●●委員 入室着席）

議長 次に、議案第６号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題いたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第６号朗読説明）

ご審議いただきます農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、本年４月の法改正により、従来の農用地利用配分計画から、農用地利用集積等促進計画に名称が改正されたものでございます。手続きとしては今までと変わりなく、農地中間管理事業により農地中間管理権を有する農地中間管理機構「公益財団法人福島県農業振興公社」の求めにより伊達市が提出するものであり、その際に農業委員会の意見を聴くことになっています。福島県農業振興公社は、この計画案をもとに促進計画を定め、県知事の認可を受けると促進計画の定めるところにより賃借権または使用貸借権が設定され、または移転することになります。

なお、知事認可の公告予定年月日は、令和５年６月２６日となっています。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 これより審議に入ります議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）について」、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第7号「伊達市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第7号朗読説明）

議長 これより質疑に入ります。議案第7号「伊達市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」の質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第7号「伊達市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」、採決いたします。 本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第7号「伊達市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第8号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第8号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第8号「あっせん申出について」の3件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第8号、「あっせん申出について」の3件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第 8 号「あっせん申出について」の 3 件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、梁川地区担当から、3 6 番、小賀坂伸夫推進委員と、4 1 番、津田茂推進委員。2 番の案件について、梁川地区担当から、3 7 番、秋葉武推進委員と、3 9 番、三浦秀勝推進委員。3 番の案件について、霊山地区担当から、2 5 番、八島市蔵推進委員と、3 3 番、引地秀樹推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 5 年第 5 回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（午後 3 時 4 4 分閉会）

11. 提出事項の顛末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	許可決定
	議案第 4 号	承認決定
	議案第 5 号	承認決定
	議案第 6 号	承認決定
	議案第 7 号	承認決定
	議案第 8 号	承認決定

12. この会議の議案	この議事録の末尾に綴る。
-------------	--------------